

第2期 鹿追町地域福祉計画 (2024年度～2028年度)



令和6年3月
鹿 追 町



日本ジオパーク認定の町 鹿追町
～ 火山と凍れ（しばれ）が育む命の物語 ～



目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	地域福祉の基本的な考え方	2
3	成年後見制度について	3
4	再犯防止の取組について	3
5	鹿追町地域福祉計画の位置づけと期間	4

第2章 鹿追町の福祉を取り巻く現状

1	鹿追町の人口構造	6
2	鹿追町の福祉分野の現状	9
	（1） 高齢者	9
	（2） 障がい者	11
	（3） 子ども	12
	（4） 生活困窮	15
	（5） コミュニティ	16

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	17
2	基本目標	18
3	施策の体系	19

第4章 施策の展開

基本目標1	福祉の心で、助け合い・支え合うまちづくり	20
1-1	地域交流の促進	20
1-2	関係機関や各種団体等との連携	21
1-3	地域福祉の意識向上と担い手の育成	22
基本目標2	暮らしやすく、人に優しいまちづくり	23
2-1	相談支援体制の充実	23
2-2	福祉サービスの充実	24
2-3	住みやすい生活環境の整備	25
2-4	身体と心の健康づくり	26
2-5	様々な困難を抱える人への支援	27
基本目標3	思いやりで、安全・安心のまちづくり	28
3-1	緊急時・災害時の支援体制の強化	28
3-2	権利擁護の推進と再犯防止の取組	31

第5章 鹿追町重層的支援体制整備事業実施計画

第6章 計画の推進に向けて

資 料	1	鹿追町地域福祉計画策定委員会設置要綱	41
	2	鹿追町地域福祉計画策定委員会名簿	42
	3	用語説明	43

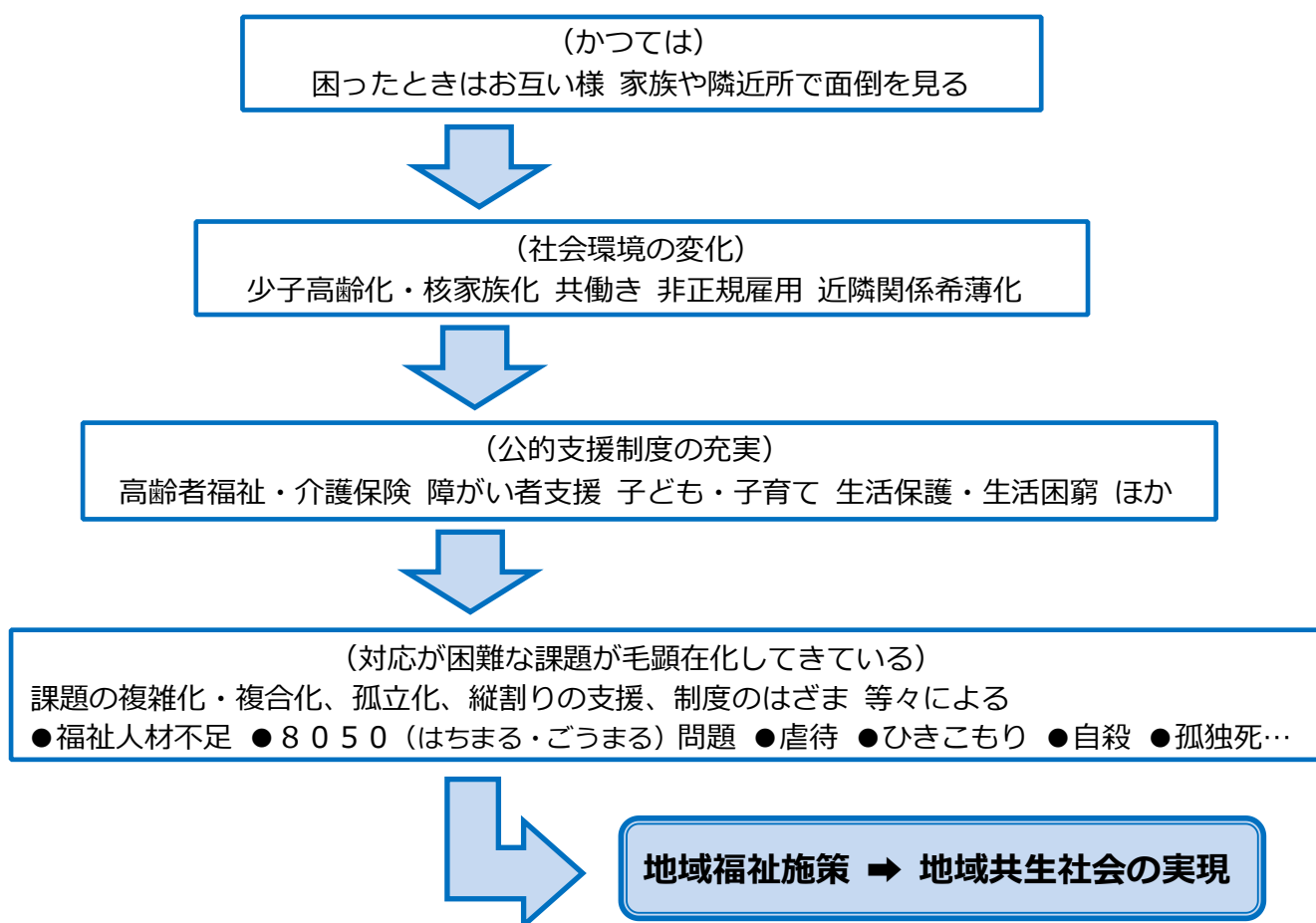
第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

近年の現状として、総人口の減少に加え、少子高齢化や核家族化、独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきました。また、社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民同士でお互いの福祉ニーズを認識し、地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正されました。それにより、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

「地域共生社会」の実現に向けて、鹿追町でも「地域福祉」に関する取組を一層推進し、地域住民同士の助け合い・支え合いの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域の実現をめざします。

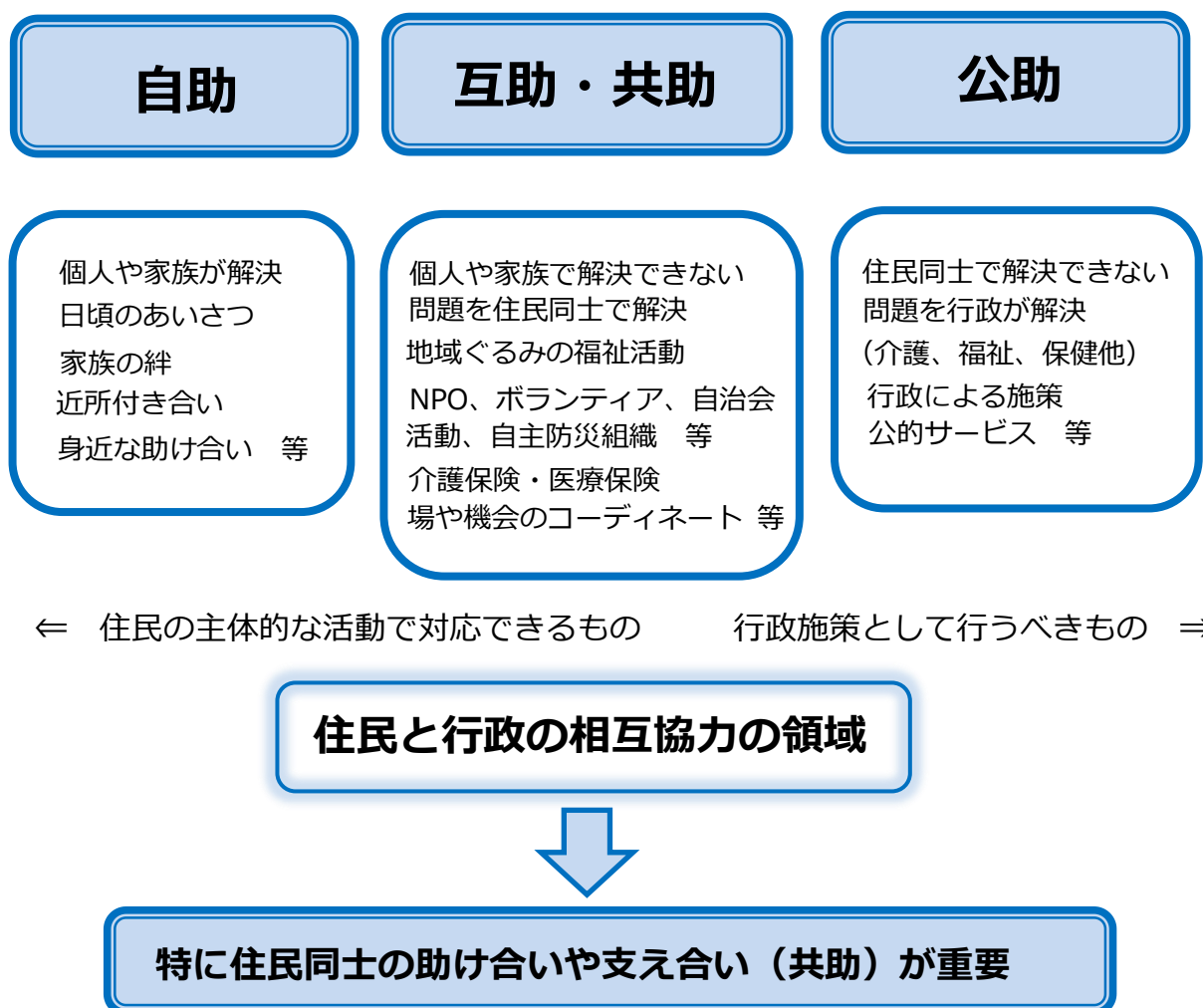


2. 地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定のだれかだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動を言いますが、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方を言います。課題を解決するため、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の相互負担による制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。これからは従来の固定的な役割分担ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての住民、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を分担し、連携・協働することが重要です。

《 自助・互助・共助・公助の関係性 》

■自助・互助・共助・公助のイメージ



3. 成年後見制度について

認知症の方や知的障害、精神障害等の方は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自らの判断でこれらを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような自分自身で判断することが難しい方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。「法定後見制度」は、判断能力の程度等により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、家庭裁判所によって親族や法律・福祉の専門家、福祉関係の公益法人等が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）として選ばれます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来に備え自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものを言います。

鹿追町においても、この制度を必要とされる方が利用しやすい体制を整備していく必要があるため、今回の計画策定に際し、「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定します。

4. 再犯防止の取組について

犯罪は決して許されない行為であり、犯罪をした者が同じ過ちを二度と繰り返すことがないように社会の一員として自立した生活を送るための支援が必要です。

近年、犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、「安定した仕事や住居がない」、「高齢で身寄りがない」、「障害又は依存症がある」、「十分な教育を受けていない」等、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする者が少なくありません。こうした生きづらさや困難を抱える犯罪をした者等に対して再犯を防止し、地域社会から孤立させないための「息の長い」支援を刑事司法の関係機関をはじめとする国の関係機関、県、市町村、民間が一丸となっていく必要があります。

鹿追町における様々な活動や事業に犯罪をした者等の社会復帰を促進するという視点を反映させ、住民とともに安全・安心な地域づくりを進めていくことが再犯防止の取組の意義と言えます。

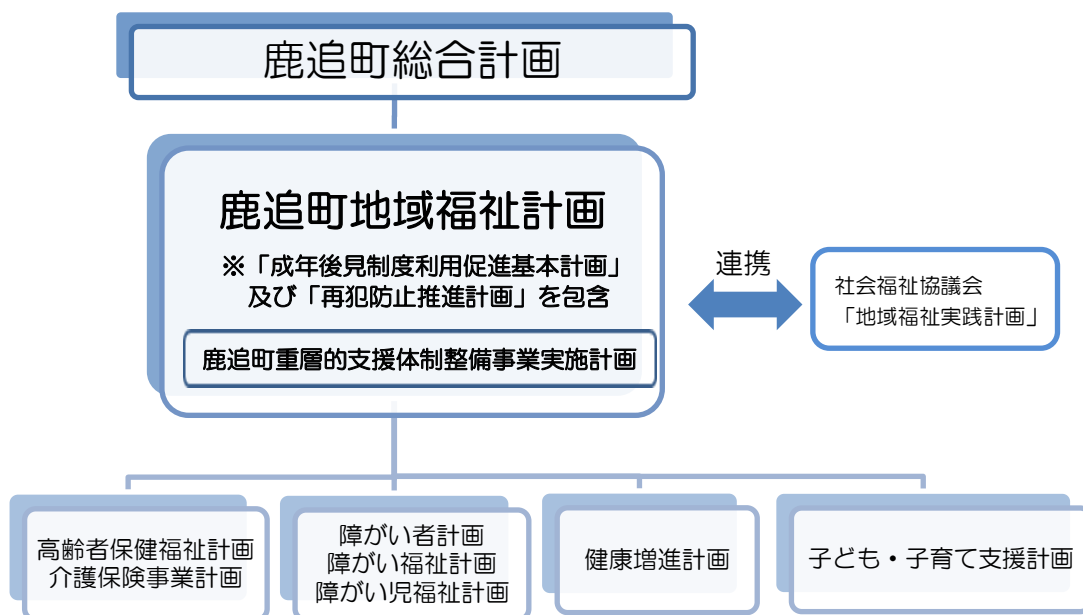
地域福祉の取組とともに再犯防止の取組の意義を周知することから、今回の計画策定に際し、「再犯防止推進計画」を包含して策定します。

5. 鹿追町地域福祉計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「第2期鹿追町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、「鹿追町総合計画」を上位計画と位置づけ、計画の策定をしました。また、保健福祉関連の各分野別計画の上位計画としますが、保健福祉分野だけでなく、あらゆる分野の関連する事項について、横断的に連携を図ります。

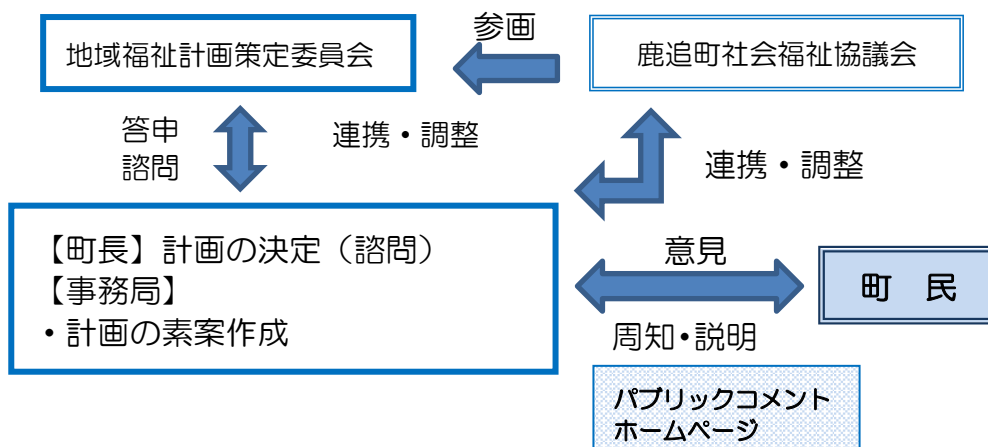
さらに、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とも整合性を図っており、相互に連携を図りながら展開していく計画です。



(2) 計画の策定体制

策定作業については、「鹿追町地域福祉計画策定委員会」を設置し、検討を行いました。

<地域福祉計画策定体制図>



(3) 計画期間

本計画について、計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、計画期間中においては、取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画の名称	2019 R元	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10
総合計画	第 7 期計画（前期 R2-R5・後期 R6-R9）									
地域福祉計画	第 1 期計画（R1-R5）					第2期計画（R6-R10）期間 5 年間				
高齢者保健福祉計画		第 8 期計画（R3-R5）				第9期計画（R6-R8）		第 10 期計画		
介護保険事業計画										
障がい者計画	第 3 期計画（H30-R5）					第4期計画（R6-R1 1）				
障がい福祉計画		第6期計画（R3-R5）				第7期計画（R6-R8）		第8期計画		
障がい児福祉計画		第2期計画（R3-R5）				第3期計画（R6-R8）		第4期計画		
健康増進計画	第2期計画（R1-R5）					第 3 期計画（R6-R17）				
子ども・子育て支援 事業計画		第 2 期計画（R2-R6）					第 3 期計画（R7-R11）			

(4) SDGs(エス・ディ・ジーズ／持続可能な開発目標)とは

平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」と誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 鹿追町の福祉を取り巻く現状

1. 鹿追町の人口構造

本町の人口は年々減少し2020年では5,266名となっており、2050年の推計値では更に3,082名まで減少する見込みです。

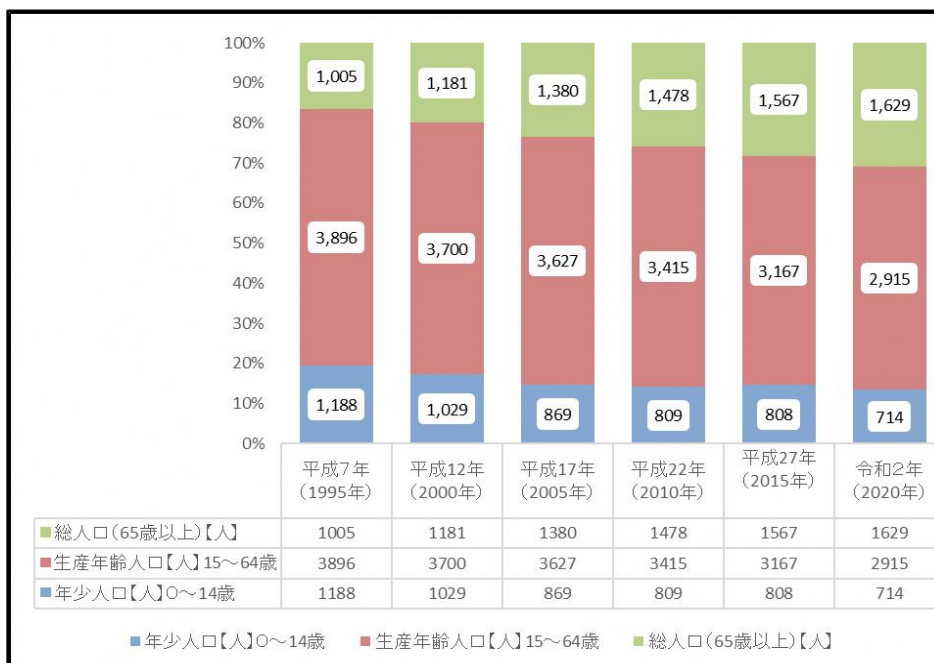
総人口の減少が続き、世帯数も若干減少しています。平均寿命は伸び、高齢人口の割合が増えている一方、年少人口は減少し続けており、少子高齢化が進むことが推測されます。

(1) 人口と世帯数の推移



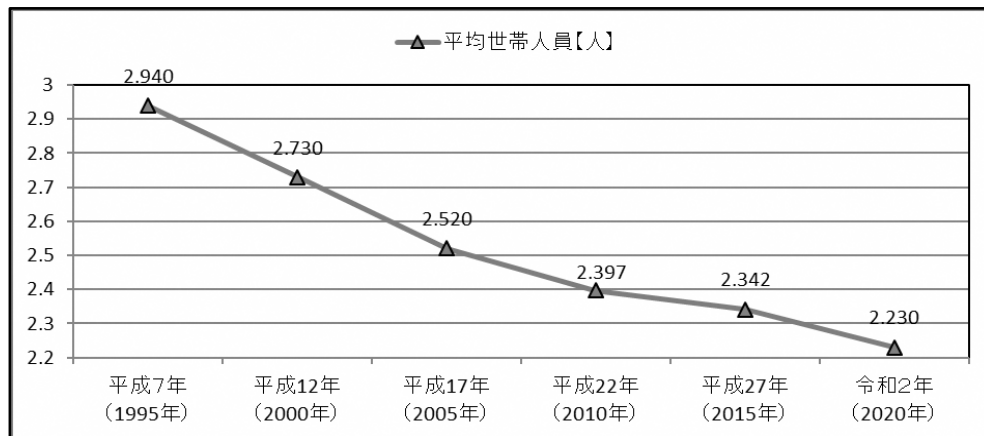
＊資料：国勢調査

(2) 人口の年齢別割合の推移



＊資料：国勢調査

(3) 一世帯あたり平均世帯人員の推移



* 資料：国勢調査

(4) 平均寿命（0歳の平均余命）の推移

① 男性の平均寿命



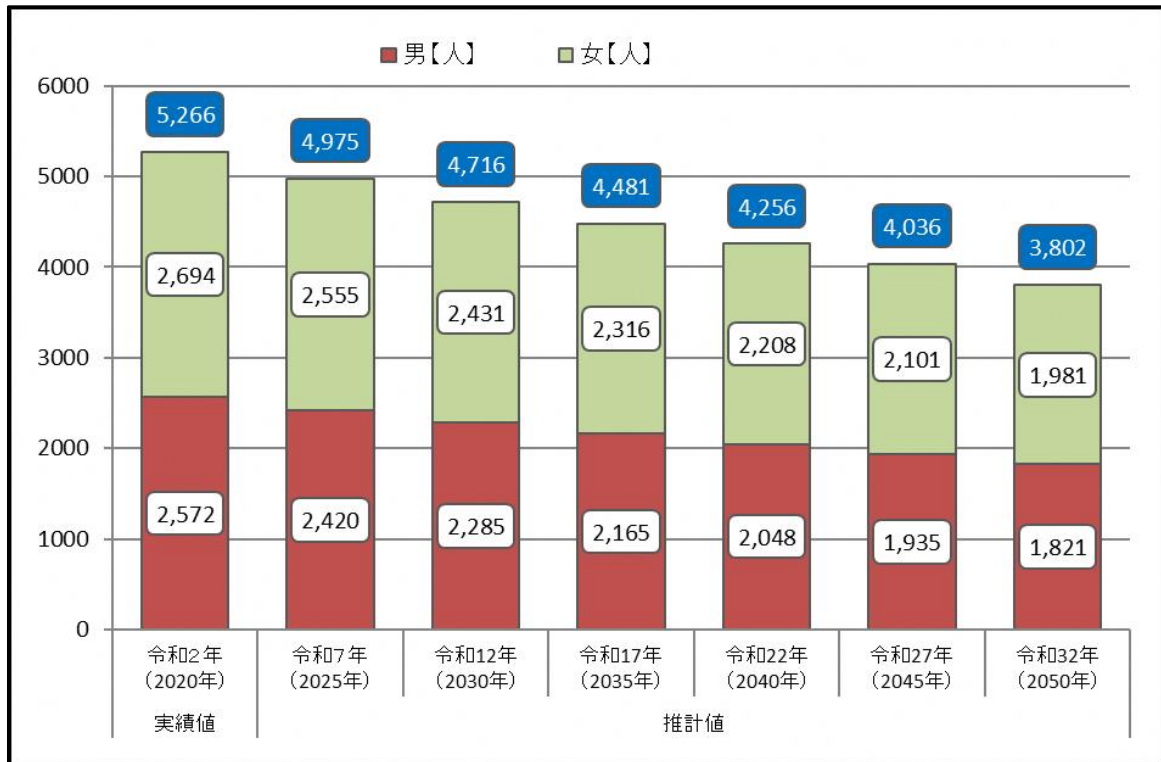
* 資料：国勢調査

② 女性の平均寿命

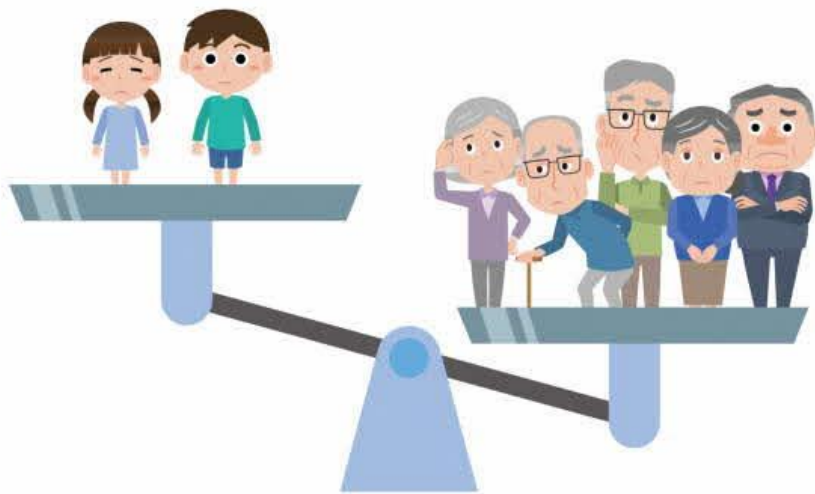


* 資料：国勢調査

(5) 将来推計人口



＊資料：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」



2. 鹿追町の福祉分野の現状

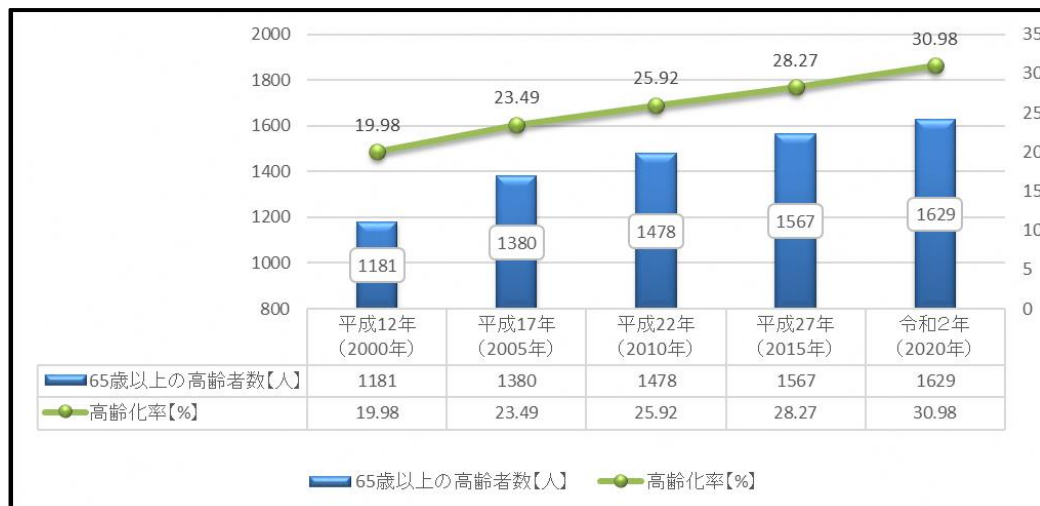
(1) 高齢者

高齢化率は一貫して増加し、2020年は30%を超え更に増加する見込みであり、2040年に37.1%まで上昇する見込みと推計されます。

単身の高齢者も増加をしている一方、老人クラブ加入者は減少傾向にあり、高齢者の孤独・孤立化問題が増大してくると思われます。

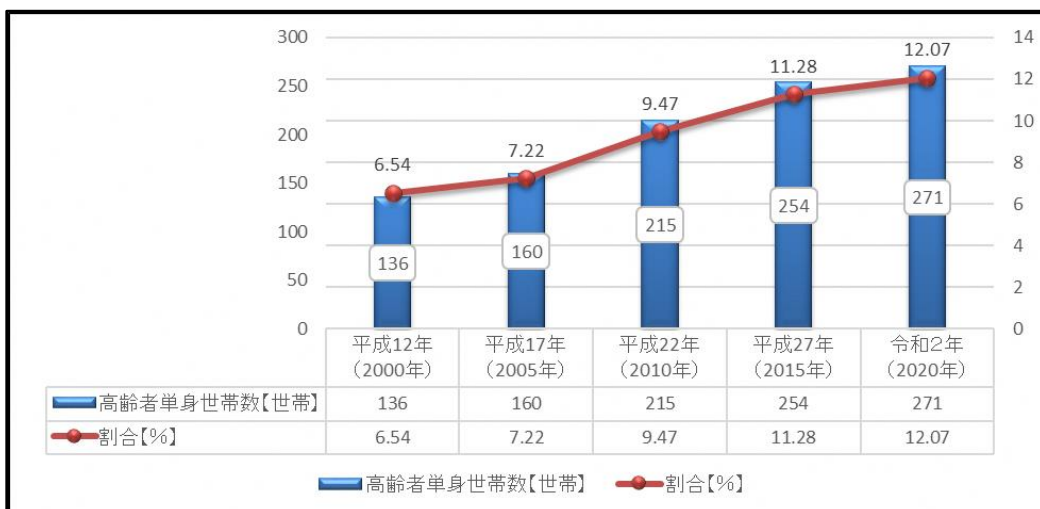
要介護者数は横ばいですが、要支援者数においては増加傾向にあります。団塊の世代が後期高齢者となる2025年度以降は、増加していくことが見込まれます。

① 高齢者数・高齢化率



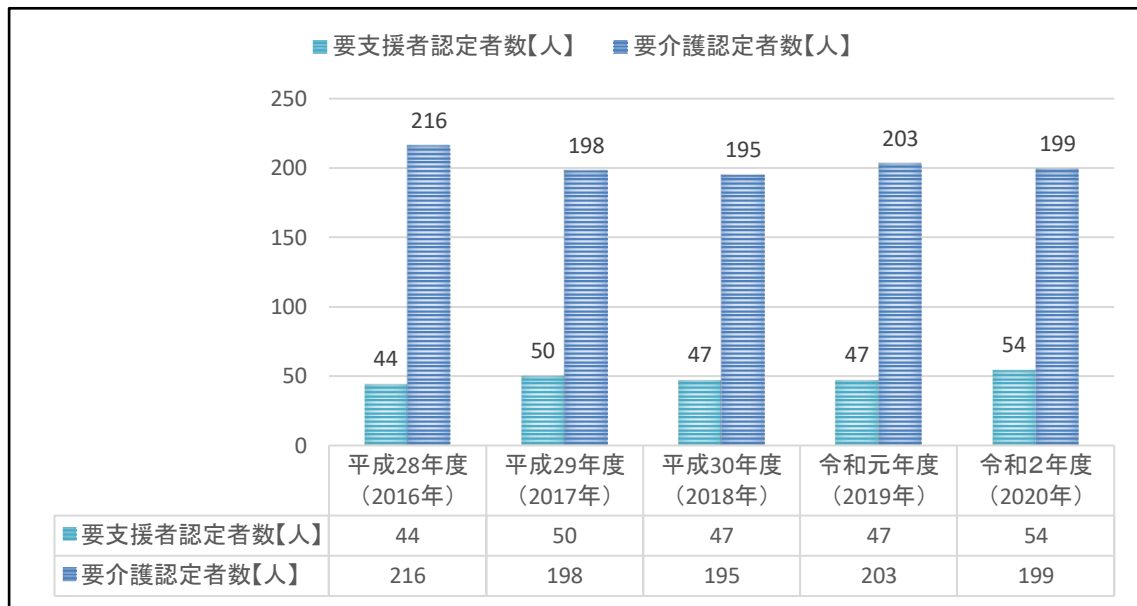
* 資料：国勢調査

② 65歳以上の高齢単身世帯数の推移



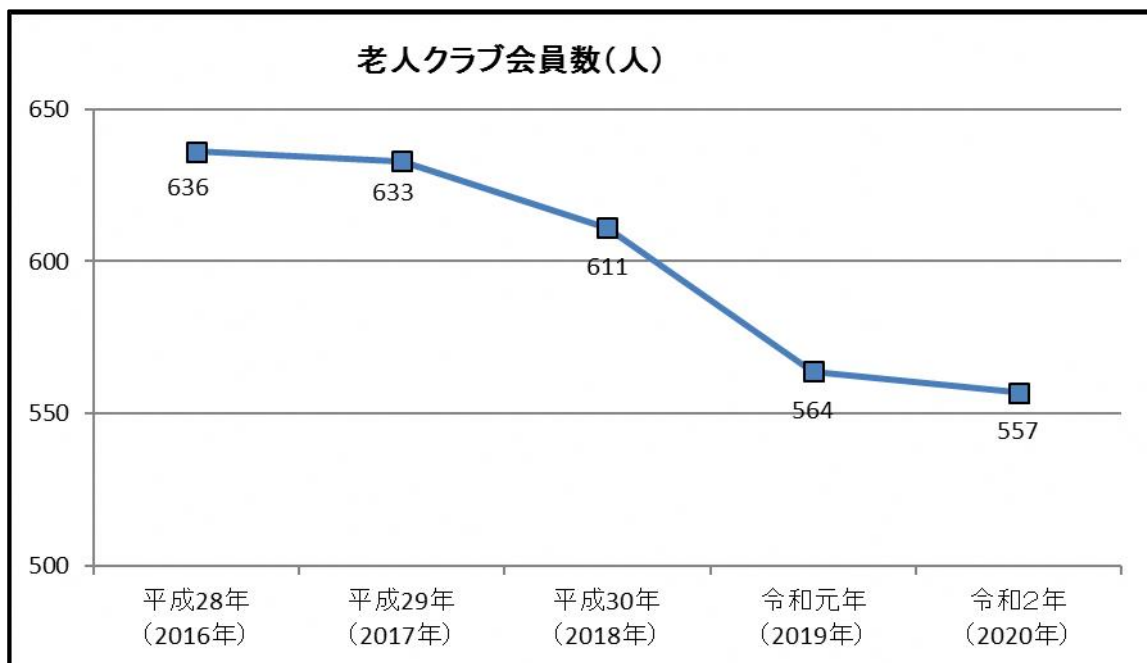
* 資料：国勢調査

③ 要支援要介護者



＊資料：鹿追町保健福祉課

④ 老人クラブ会員数

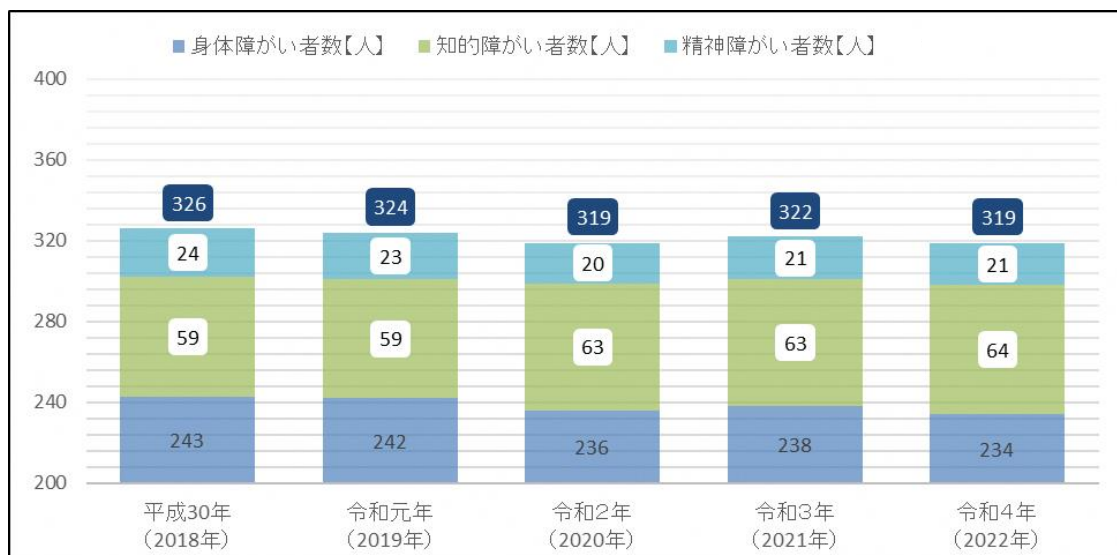


＊資料：鹿追町社会福祉協議会

(2) 障がい者

障がいに関する手帳の交付数は横ばいの傾向で、知的障がい者数が微増しております。身体障害の障がい区分に関しては、肢体不自由が一番多くなっていますが、どの割合に関してもほぼ横ばいの傾向です。

① 障害者手帳交付者の推移



＊資料：鹿追町保健福祉課

② 障害別身体障がい者の推移

区分	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)
視覚障害	14人	15人	14人	15人	14人
聴覚・平衡機能障害	19人	20人	16人	22人	20人
音声・言語 そしゃく機能障害	1人	2人	2人	2人	2人
肢体不自由	166人	149人	151人	143人	141人
内部障害	43人	56人	53人	56人	57人
計	243人	242人	236人	238人	234人

＊資料：鹿追町保健福祉課

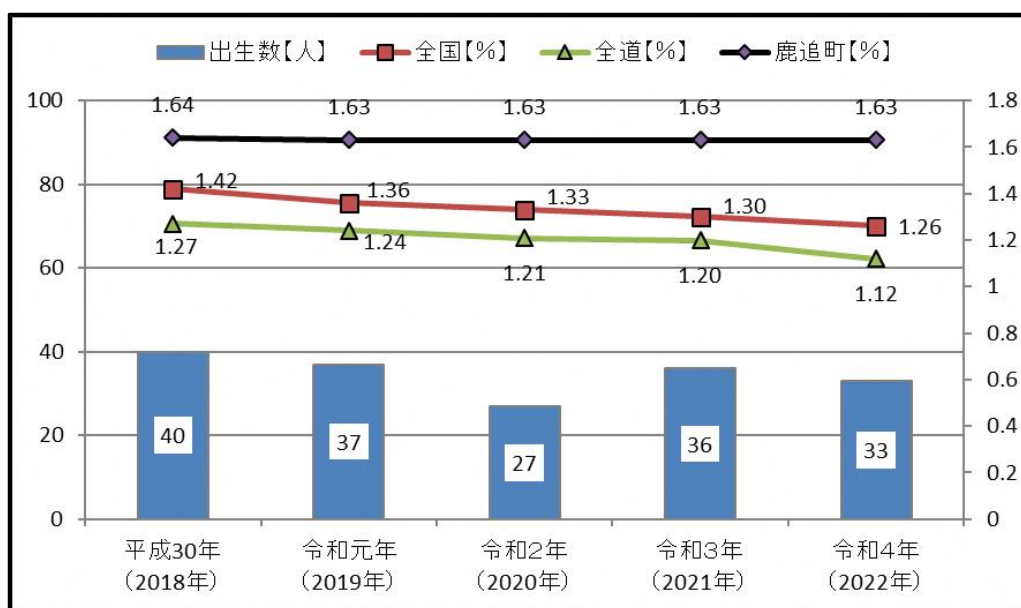
(3) 子ども

合計特殊出生率は全国・全道と比較しても以前高い状態ですが、出生数は若干減少傾向にあり少子化は進んでおります。また、ひとり親世帯も増加傾向にあり世帯構造も変化しています。

こども園入所する園児も2019年より軽微に減少しています。学童に関しては、年々増加しており、今後の子どもの数などにより変化してくることが予測されます。

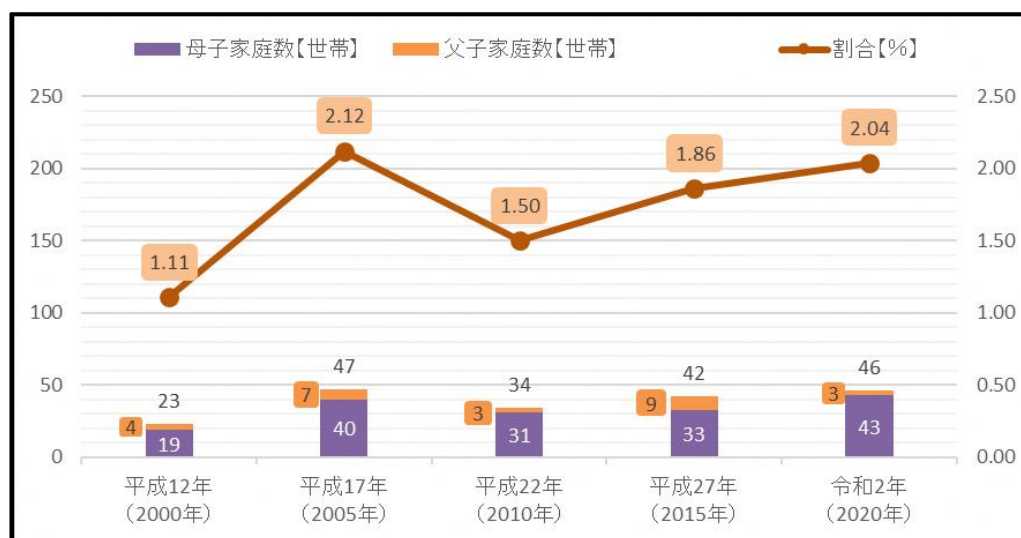
虐待や子育てに関する相談件数は、2021年急激に増加をしましたが、その後は減少傾向にあります。特別支援学級在籍児については、小中学校ともにおおむね横ばいで推移しています。

① 出生数と合計特殊出生率



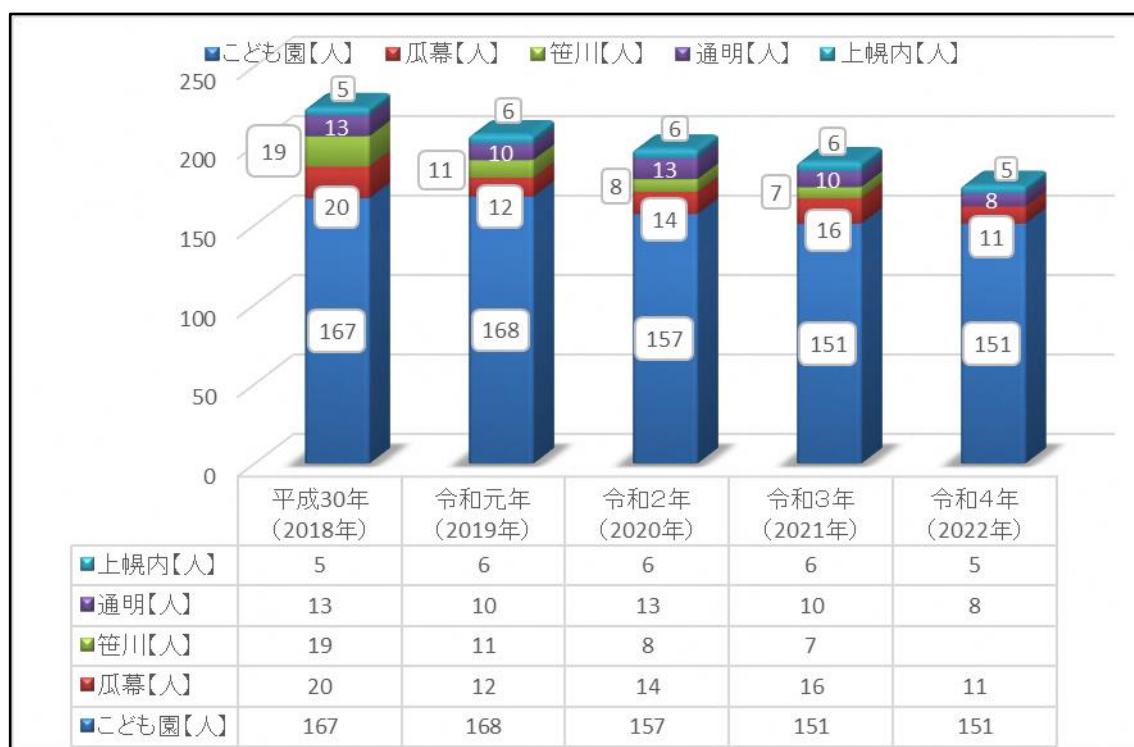
＊資料：鹿追町保健福祉課

② ひとり親世帯



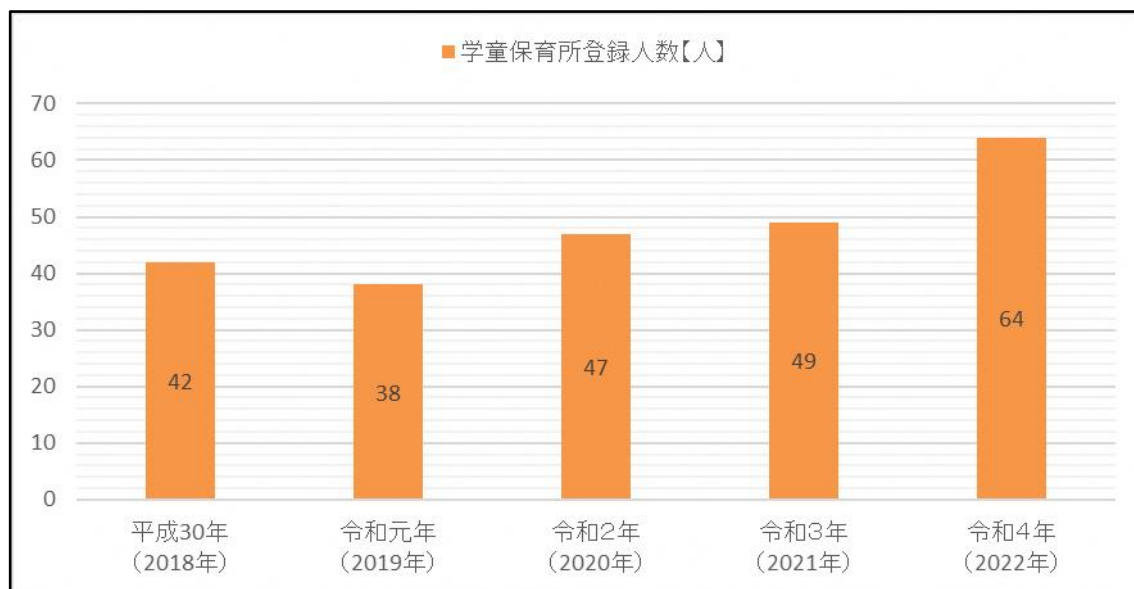
＊資料：鹿追町保健福祉課

③ こども園・保育所入所児童数



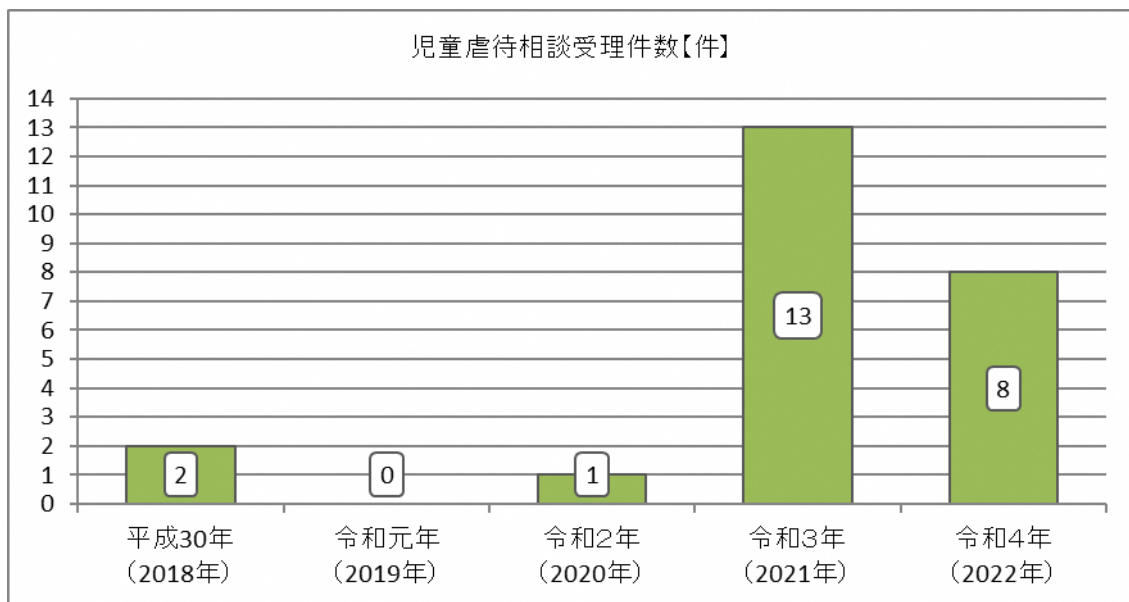
* 資料：鹿追町子育て支援課

④ 学童保育所登録人数



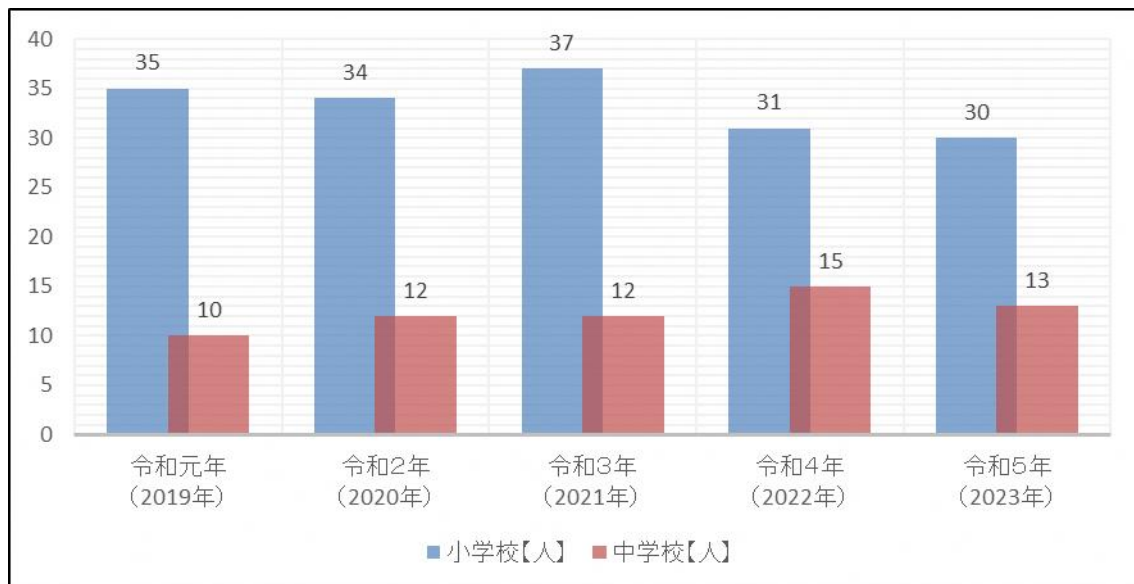
* 資料：鹿追町子育て支援課

⑤ 児童虐待相談受理件数



＊資料：鹿追町子育て支援課

⑥ 特別支援学級在籍児童数の推移

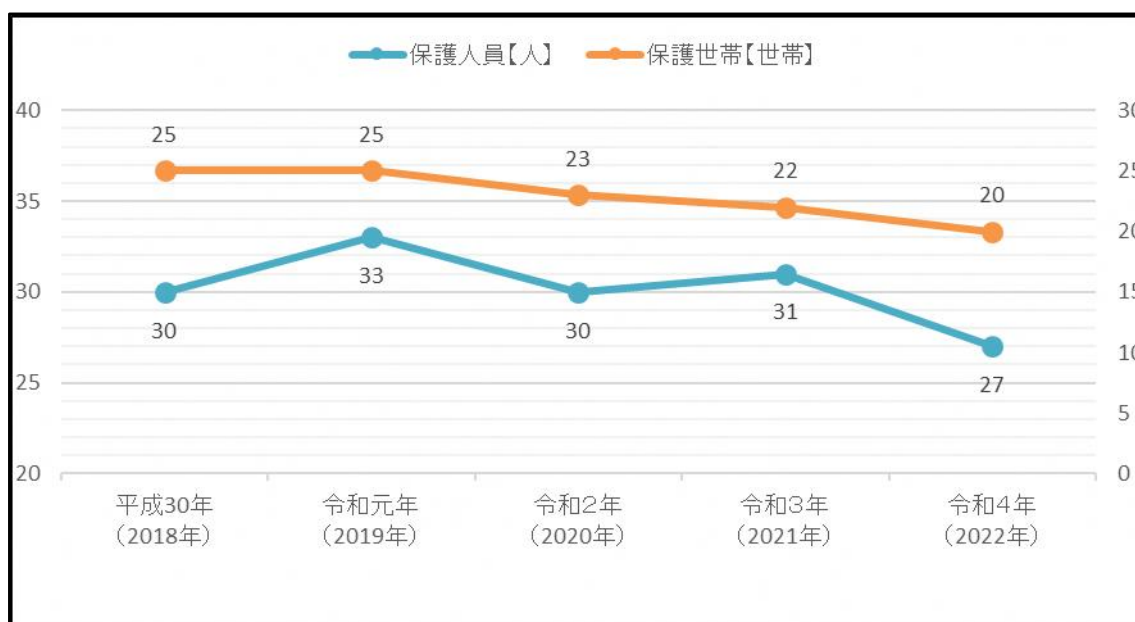


＊資料：鹿追町子育て支援課

(4) 生活困窮

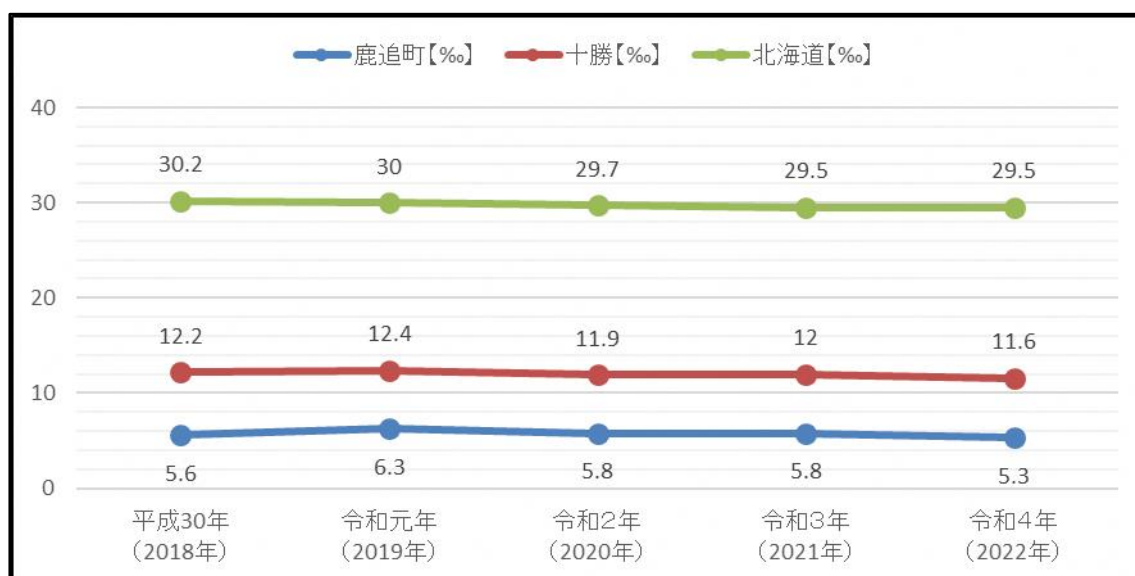
生活保護に関しては、生活保護受給世帯・人員とも減少傾向にあり、保護率においても、全道・十勝の平均と比較しても低く推移しています。

① 生活保護受給世帯数と保護人員の推移



* 資料：鹿追町保健福祉課

② 生活保護率の推移



* 資料：十勝総合振興局

(5) コミュニティ

民生児童委員の定数は変わらずに欠員もなく経過しており、担当地区割りにより見守りや相談対応等の支援をしています。町内会加入世帯は軽微に増加をしている一方、加入率は減少傾向にあります。ボランティア登録者数においては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しましたが、感染症の収束と共に幾分増加しています。今後は、地域での繋がり希薄化やボランティアの担い手支援等の課題が重要視されると予測されます。

① 民生委員児童委員数【人】

定数	民生委員児童委員現在数		左記のうち主任児童委員数		欠員
	男性	女性	男性	女性	
18	9	9	0	2	0

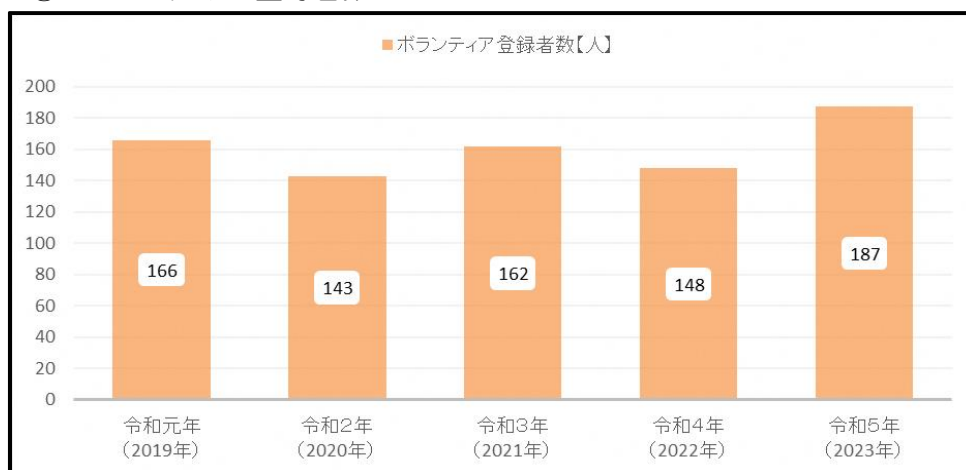
② 町内会加入状況の推移

* 資料：鹿追町保健福祉課



③ ボランティア登録者数

* 資料：鹿追町企画課



* 資料：鹿追町社会福祉協議会

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子育てを支え合い、多世代がつながり、 心がふれあう福祉をめざして

鹿追町では、第1期鹿追町地域福祉計画において、「生涯健やかに、思いやりの心あふれる地域づくり」を基本理念に掲げて様々な施策を実施してきました。

本計画では、新たな基本理念として「子育てを支え合い、多世代がつながり、心がふれあう福祉をめざして」を掲げ、高齢者や子ども、障がい者、子育て世帯など地域で暮らすすべての住民が住み慣れた地域で、共に助け合い、支え合うことのできる「地域共生社会」の実現のため、住民同士による福祉活動の強化や、多様で複層的な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が重要となります。

お互いに助け合い・支え合いの心が根つき、住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりをめざして、この基本理念のもとに持続可能な福祉のまちづくりに取り組みます。



2. 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標① 福祉の心で、助け合い・支え合うまちづくり

人口減少、少子高齢化、核家族化に加え、個人の価値観の多様化により、地域で互いに助け合い支え合う機能が弱まっています。

そのため、町民一人ひとりの地域福祉に関する意識向上を図るとともに、コミュニティ機能の強化や様々な団体との連携強化を図り、すべての町民が互いに認め・助け合い・支え合うまちづくりをめざします。



基本目標② 暮らしやすく、人に優しいまちづくり

個人や世帯の課題が複雑化・複層化していることから、多様な相談を受け止めて適切な支援につなぐ包括的な相談支援体制を構築します。

また、住み慣れた地域で自立した生活を支えるため、様々な福祉サービスを必要とする人が適時・適切に利用できるよう福祉サービス提供体制の充実を図っていきます。

さらに、公共施設及び民間施設の際のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、移動手段の確保により、誰もが暮らしやすいひとに優しいまちづくりを進めるとともに、生涯にわたって健康的で自立した生活を送ることができるよう、健康増進や介護予防等に努めます。



基本目標③ 思いやりで、安全・安心のまちづくり

緊急時・災害時における支援体制の強化や権利擁護の推進、再犯防止等に努め、住民一人ひとりの思いやりが住み続けられる地域社会を築いていくことにつながるまちづくりに取り組みます。



3. 施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

◆基本理念

子育てを支え合い、多世代がつながり、
心がふれあう福祉をめざして

基本目標

施策項目

1 福祉の心で、助け合い・
支え合うまちづくり

- 1-1 地域交流の促進
- 1-2 関係機関や各種団体との連携
- 1-3 地域福祉の意識向上と担い手の育成

2 暮らしやすく、
人に優しいまちづくり

- 2-1 相談支援体制の充実
- 2-2 福祉サービスの充実
- 2-3 住みやすい生活環境の整備
- 2-4 身体と心の健康づくり
- 2-5 様々な困難を抱える人への支援

3 思いやりで、
安全・安心のまちづくり

- 3-1 緊急時・災害時の支援体制の強化
- 3-2 権利擁護の推進と再犯防止の取組

第4章 施策の展開

基本目標1 福祉の心で、助け合い・支え合うまちづくり

1-1 地域交流の促進

《施策の方向》

地域福祉の意識向上をめざして、地域住民が近所付き合いを大切にし、地域行事や地域組織に参加する環境を充実できるよう、地域における様々な交流を促進します。

取り組む主要内容

(1) 地域交流の場の充実と有効活用

- 地域集会所や公共施設等の施設をはじめ、様々な資源を活用し、身近に集まることができる地域の交流拠点づくりを推進します。
- 地域住民が集まって情報交換や意見交換のできる場を有効活用し、地域の課題の気づき、課題解決に向けた協働での取組につなげます。

(2) 関係団体によるつながりの強化

- 町内会、老人クラブ、女性団体連絡協議会、地域子ども会育成連絡協議会等の地域組織の活動を支援するとともに、活動を通じ、様々な世代の地域住民の交流を促進し、地域のつながりの強化を図ります。
- 地域組織、団体、福祉関係者等、地域福祉の担い手間の定期的な交流や情報交換・情報共有等を促進し、連携を強化します。

(3) 地域での交流の促進

- 地域に住む多様な住民（高齢者、障がい者、子ども、子育て世帯等）が互いに理解を深めていけるよう、福祉に関するイベント等を開催して交流を促進します。

(4) 子育て支援のネットワークの充実

- 子育て支援センターを中心に、子育てに関する悩みや不安を気軽に話すことができる場や情報を得る機会が増えるよう、子育てに関する相談支援、子育て親子が気軽に自由に利用できる交流の場の提供と交流活動を支援します。

1-2 関係機関や各種団体等との連携

《施策の方向》

地域福祉活動の中核を担う鹿追町社会福祉協議会をはじめ、関係機関や各種団体が連携し、地域福祉活動の一層の推進をめざします。

また、住民主体の見守り活動への支援や民生委員・児童委員活動を基盤とした地域福祉活動を充実させると共に、住民がボランティア活動に興味を持ち、ボランティアの担い手となれるように社会福祉協議会と連携していきます。

取り組む主要内容

(1) 社会福祉協議会や各種関係団体との連携強化

- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員やボランティア団体等、地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、交流機会の提供や情報共有等を支援するとともに、広報を活用し、活動内容等の周知を図ります。

(2) 地域での見守り機能の充実

- 民生委員・児童委員等による見守り活動により、ひとり暮らし高齢者や支援が必要な人を地域で孤立しないよう努めます。
- 近隣での支え合いを強化・推進するため、自治会等の単位での支え合いや見守り・助け合い活動を働きかけます。
- 地域に密着した事業者（郵便配達員や新聞配達員）等と協定し、訪問する先において異常が見られる場合は、保健福祉課や警察等に通報して対応する等、地域の見守り機能の一翼を担います。

(3) 民生委員・児童委員等に関する広報の充実

- 福祉等に関する情報提供や講座・研修会等を通じて、地域の身近な相談窓口や地域住民と福祉サービス・制度等とのつなぎ役としての役割を担う民生委員・児童委員等との連携を図り、広報紙やホームページ等の情報媒体や機会を活用した広報活動を行います。

(4) 社会福祉協議会と連携したボランティア活動への支援

- サポートボランティア事業を始めとしたボランティア活動を社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動に関する住民への啓発や情報提供、ボランティアに関するコーディネートやボランティア団体の連携等を行います。

1-3 地域福祉の意識向上と担い手の育成

《施策の方向》

地域福祉の推進に向けて、地域住民一人ひとりが相互に理解しあい、地域の課題解決に向けて主体的に関わることができるよう、福祉や地域に対する意識の向上をめざし、地域福祉に関する情報の広報・啓発や福祉教育の推進に努めます。

取り組む主要内容

(1) 福祉に関する広報・啓発の推進

- 地域福祉活動に対する理解を深めるため、研修会、広報紙、SNSや各種事業・イベント等の機会等を活用した広報啓発活動の充実を図ります。

(2) 担い手の発掘と育成

- ボランティア活動に関する講座や研修会を実施し、講座等の修了者が活躍できるよう、ボランティア団体等への登録の働きかけや情報提供等の支援を進めます。
- 社会福祉協議会やボランティア団体等と、地域の人材・組織に関する情報交換を行い担い手の把握に努めます。

(3) 福祉教育・学習活動の推進

- すべての住民の自立や社会参加を妨げることのないよう、人権についての正しい理解・認識を深める教育を一層推進します。
- ボランティア団体やサービス提供事業者等の協力のもと、多世代を対象とした地域での福祉に関する学習機会の充実を図り、学びの場を充実させます。
- 幅広い視野を持った人材を育成するため青少年人材育成事業等の推進を図り、その経験をまちづくりや地域活動等で活かせるよう人材の育成に努めます。

(4) 学校での福祉教育・学習活動の推進

- 子どもたちへの福祉に対する理解を深めるため、各学校との連携を図ります。
- 保健・医療・福祉に関する機関は、学校等からの職場体験の受け入れを行います。

基本目標2 暮らしやすく、人に優しいまちづくり

2-1 相談支援体制の充実

《施策の方向》

地域共生社会の理念に基づき、どのような相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制をめざす取組を推進します。

また、地域における身近な相談相手として民生委員・児童委員等の活動を支援するとともに、各種相談窓口の周知に努めます。

取り組む主要内容

(1) 重層的支援体制整備事業の推進

- 町の保健福祉課をはじめとする窓口や地域包括支援センター、指定相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、鹿追町生活あんしん相談窓口（社会福祉協議会）等との連携を深め、情報や課題の共有に努めるとともに、適切な支援へとつなげます。
- 住民個人や世帯において複合的・複層的な課題を抱える事案が発生した場合、町の関係課や関係機関等と連携を密にして、包括的で継続した支援を行います。

(2) 地域における相談支援体制の強化

- 民生委員・児童委員、保健協力員、食生活改善推進員等が町内会等の地域組織と連携し、相談支援活動や見守り活動を行いながら、地域における保健・福祉ニーズを把握する体制づくりを行います。

(3) 相談窓口の周知

- 広報紙やホームページ等を活用して、福祉に関する相談窓口の周知に努めます。

2-2 福祉サービスの充実

《施策の方向》

町の「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画」、「健康増進計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画に基づき、必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、福祉サービス提供体制の充実と質の確保に努めます。

取り組む主要内容

(1) 高齢者への福祉サービスの充実

- 地域包括ケアシステムの一層の深化・推進のため、地域包括支援センターの機能を強化し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりに取り組みます。
- 介護予防・重度化防止に資する取組や在宅医療・介護連携を推進するとともに、介護保険サービスの量と質の確保に努めます。

(2) 障がいのある人への福祉サービスの充実

- 障がいの程度や状態、ライフステージ等に応じた適切な支援を充実するため、障害福祉サービス等の量と質の確保に努めます。
- 障がいのある人が自立した生活を営めるよう、移動や就労、住まい等に関する支援の充実に努めます。

(3) 子ども・子育て支援の充実

- 子どもの健やかな成長をめざす保育・教育の充実と、子育て家庭への様々な支援を行うため、子ども・子育て支援に関する各施策やサービスの量と質の確保に努めます。

2-3 住みやすい生活環境の整備

《施策の方向》

住民の誰もが安全・安心で快適に暮らすことができるよう、あらゆる面においてバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った、住民にやさしいまちづくりを推進します。

また、様々な感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、日常生活や地域福祉活動において感染症予防対策を実践できるよう、広報・啓発に努めます。

取り組む主要内容

(1) 利用しやすい公共施設等の整備

- 公共施設及び民間施設の建設・整備の際のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を継続して進めていきます。

(2) 住環境の整備の推進

- 重度身体障がい者や要支援・要介護認定者の在宅での自立生活の維持・向上や、介護者の負担の軽減を図るため、各種制度に基づいた住宅改修費の助成等の取り組みを進めます。

(3) 交通安全対策の推進

- 歩行者や通学中の児童生徒の安全を確保するため交通マナーの向上への意識啓発を推進します。

(4) 情報バリアフリー化の推進

- 高齢者や障がい者、外国人等で情報をうまく得られない人に対し、適切な情報入手が可能となるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

(5) 地域安全の確保

- 各種団体や警察等の関係機関と連携し、住民の防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐための啓発活動の充実に努めます。

(6) 感染症対策の推進

- 日常生活や地域福祉活動において、様々な感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、関係機関と連携して、手洗い・うがいの励行等の基本的な感染症対策をはじめ、あらゆる感染症に対する必要な対策を講じます。

2-4 身体と心の健康づくり

《施策の方向》

町の「健康増進計画」に基づき、健康相談や特定健診・保健指導等の機会を活用し、生活習慣病の発症や重症化予防に向けた食習慣の改善に取り組みます。

また、高齢等の理由により要介護状態にならないよう、介護予防に資する取組を充実するとともに、うつやこころの健康に関する情報を広く周知し、住民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活できるよう、健康づくりの取り組みを推進します。

取り組む主な内容

(1) 健康づくりの普及・啓発

- 住民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活することができるよう、身近で簡単に運動ができる場の提供や情報の提供に努めます。
- 広報紙、ホームページ、SNS等の多様な方法を活用するほか、住民向け講演会、イベント等を開催し、わかりやすく利用しやすい健康情報を提供します。
- 高齢者宅への訪問等で健康状態を把握し、生活習慣改善の助言や健康増進の普及啓発を行います。

(2) 生きがいづくり・介護予防事業の充実

- 高齢になっても健康で生きがいのある生活が送れるよう、積極的な社会参加や地域交流を支援し、健康増進、認知症予防を行います。また、介護予防事業の周知に努め、多くの高齢者が興味をもって参加できるよう事業内容の充実を図ります。

(3) 各種検診や事業等の周知・充実

- 生活習慣病や各種疾病を早期に発見・治療するために、各種検診及び事業等の周知徹底や受診率向上に努めます。

(4) こころの健康に関する情報提供の充実

- うつやこころの健康に関する正しい理解の啓発と相談窓口の周知を図り、本人または周囲の人が異変に気づき相談窓口に繋がる体制づくりに努めます。

(5) 各種研修の充実

- ゲートキーパー養成講座や高齢者を支援するためのボランティア人材の養成等、関係機関と連携しながら人材育成を進めていき、地域における支え手の育成に努めます。

2-5 様々な困難を抱える人への支援

《施策の方向》

生活に困っている人が自立して安定した生活を送れるよう、相談・支援の充実を図るとともに関係機関との連携を強化し各種支援に努め、各世帯や一人ひとりの状況を把握して切れ目なく継続的に支援できるような体制づくりに努めます。

取り組む主要内容

(1) 制度の狭間等への対応

- 重層的支援体制整備事業により、制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等も含め、関係機関と連携して対象者を制限しない包括的な相談を行い、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援を行います。

(2) 自立支援や経済的支援の充実

- 就労や経済面で弱者となりやすい障がい者やひとり親家庭等について、関係機関と連携して様々な制度や事業を活用して自立に向けた就労支援や経済的支援を行います。
- 低所得者世帯等に対する経済的な支援として、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度及び法外援護資金貸付事業との連携を図ります。

(3) ひきこもり等への支援

- ひきこもりやこころの健康に不安を持つ住民の現状把握に努め、関係機関と連携して適切な医療機関や社会復帰等の相談に対応するほか、相談窓口の明確化・周知等を行います。

(4) 孤独・孤立を防ぐ仕組みづくりの推進

- 民生委員・児童委員、町内会、関係機関等と連携を図り、地域の中で困っている住民にいち早く気づき、問題解決に向けた支援を進める等、地域での孤立・孤独を防ぐ仕組みづくりに努めます。
- ケアラー・ヤングケアラーにかかる情報を早期に把握し、適切な支援につなげていくため、学校・福祉で発見に努める等、関係機関との連携・ネットワークを構築し支援体制整備を進めます。

(5) 子どもの貧困対策

- 家庭環境や経済的理由により子どもの成長が妨げられないよう、関係機関と連携を図りながら、教育支援、生活支援、経済的支援等を受けられる体制づくりに取り組みます。

基本目標3 思いやりで、安全・安心のまちづくり

3-1 緊急時・災害時の支援体制の強化

《施策の方向》

地域での助け合い・支え合いにより日頃から要配慮者を見守るとともに、災害時には情報共有による安否確認や支援を行える体制づくりを進めます。また、在宅介護や障害の状況等により配慮が必要な人のための福祉避難所の確保や、行政区の防災委員や社会福祉協議会等、各関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。

取り組む主要内容

(1) 緊急通報システムを活用した支援体制

- 急病や災害等の緊急時に支援が必要な人に迅速かつ適切な支援を行うため、緊急通報システムを活用した地域住民による見守り体制を維持します。

(2) 自主防災の普及・啓発

- 全国で頻発する豪雨災害や地震等への備えを町民ひとり一人が正しく理解し、災害時の行動が正しくとれるよう、鹿追町総合防災ハザードブックや鹿追町お知らせアプリ等を通じて防災に関する情報の周知を行い、地域防災委員制度、防災訓練の実施を充実させます。

(3) 災害時要配慮者支援の強化

- 災害時の緊急時にどれくらい避難行動に支援が必要な人がいるのかを把握するため、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、優先度の高い要支援者については「個別避難計画」の作成を進めます。
- 鹿追町防災計画に基づき、災害発生時の避難等で対応が困難な高齢者や何らかの特別な配慮を要する方の支援として「避難行動要支援者避難支援事業」を継続して実施します。

●避難行動要支援者避難支援事業

平成25年の災害基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付ける事が規定されました。この事業は、鹿追町防災計画に基づき進めており、平成29年度から「避難行動要支援者避難支援事業」として取り組んでいます。「避難行動要支援者」に対して、行政区や防災委員が支援者となり、平常時からの声かけや避難支援計画の作成、災害時の安否確認、避難施設への誘導などの支援を行うものです。

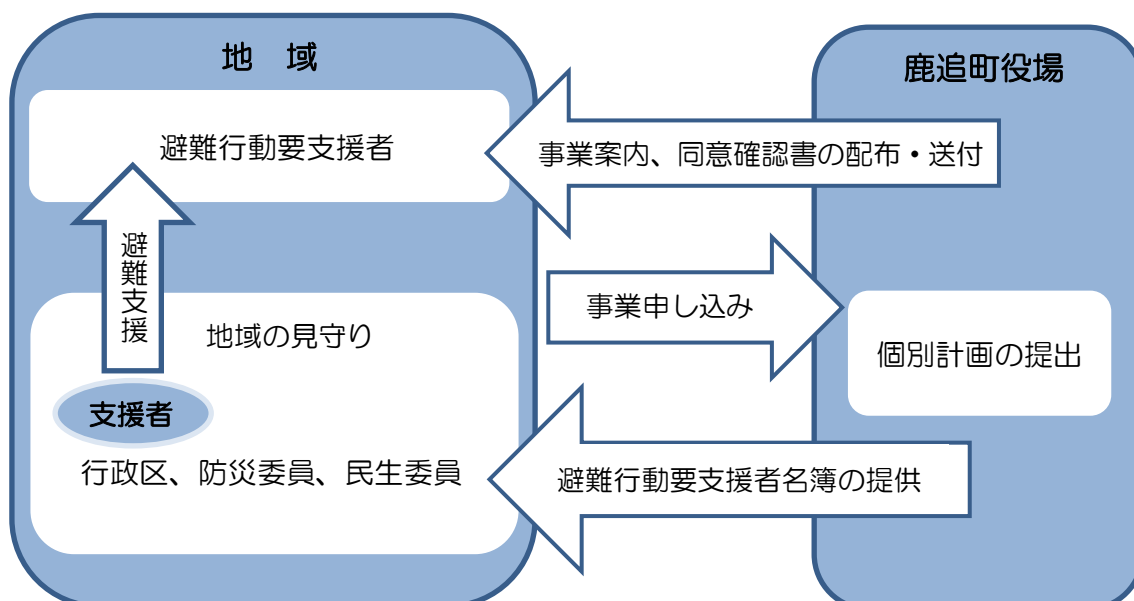
◇避難行動要支援者とは・・・

自力で避難することが困難で、避難に支援が必要となる人のことです。

◇避難行動要支援者となる人の要件

- ア 障害者手帳1級または2級を所持している者
- イ 療育手帳A判定を所持している者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級を所持している者
- エ 要介護認定者で要介護3以上の者
- オ 1人暮らしの高齢者（※高齢者の年齢の定義＝65歳以上）
- カ 65歳以上のみの高齢者で構成される世帯
（又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう）
- キ その他町長が認める者

◇事業の流れ



鹿追町では、災害対策基本法第49条及び鹿追町地域防災計画に基づく、避難行動要支援者名簿を作成するため、次のとおり、情報集約方法、管理方法、活用方法について具体的に明記します。

(1) 避難行動要支援者の把握方法について

町においては、関係部局との連携により、住民基本台帳や介護認定、障がい者程度区分に関する情報をもとに、対象者の把握に努めます。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

(1) において、対象者を把握した場合、避難行動要支援者名簿を作成し、電子データ保存の他、名簿については役場町民課において保管します。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者に対し円滑な避難支援を行うには、作成した名簿を定期的に最新情報へ更新する必要があります。そのため、名簿情報については、町関係部局間の連携による定期的な更新作業を図っていきます。

(4) 避難行動要支援者名簿の活用

① 避難行動要支援者への避難支援

避難行動要支援者への災害時における迅速な避難支援を行うには、地域に精通している地域住民による支援が不可欠です。

そのため、町では行政区が支援組織となる仕組みを考え、実施しています。

② 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者から個人情報の提供についての同意が得られた場合、平常時から避難支援組織である行政区（防災委員）への名簿情報の提供を行います。

③ 避難行動要支援者名簿情報の共有

名簿情報の提供を受けた行政区では、避難行動要支援者個々の状況を踏まえ、個人情報の保護に配慮しながら、日常的に避難行動要支援者と支援関係者間で情報を共有できる体制を構築します。

避難行動要支援者への日常の声かけなど、日頃から支援者との間で信頼関係を築き、災害時の迅速な避難支援を推進します。

3-2 権利擁護の推進と再犯防止の取組

《施策の方向》

あらゆる虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関による情報共有により、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

また、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力に不安を抱える人が、尊厳のある生活の継続ができる仕組みづくりが重要です。そのため、本人の意思決定を支え、自らの財産や権利を守れるよう、成年後見制度の利用促進等により権利擁護を推進します。

犯罪をした者等は、地域での生活や就労等による生きづらさから立ち直りに困難を抱える者が少なくないため、社会復帰後、行政や更生保護活動等による様々な支援や温かな見守りが必要です。犯罪をした者等の生活や就労環境の改善等、再犯防止の取組を進めることにより、犯罪が犯罪を招く負の連鎖を断ち切ることにつなげます。

取り組む主要内容

(1) 虐待防止の推進

- 高齢者、障がい者、子ども等への虐待事案に対し、地域住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や各種団体、関係機関と連携して、情報共有と相談支援に努めるとともに、警察等の専門機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。

(2) 日常生活自立支援事業の実施

- 認知症高齢者や知的・精神障害などで判断能力に不安のある住民が、適切に福祉サービス等を利用し、地域での生活が継続できるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業についての啓発活動や相談への対応を行います。

(3) 成年後見制度の利用促進

- 鹿追町成年後見支援センターや地域包括支援センター等において権利擁護に関する相談に応じると共に、成年後見制度について啓発活動や必要な方への利用支援を行います。
- 生活保護受給者及び低所得者の成年後見制度への申立てを可能にするため、申立て費用の助成を行います。

(4) 地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備

- 国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、成年後見制度を必要とする人の状況に応じ、尊厳をもってその人らしい生活ができるように、制度が必要な人の早期発見、対応や、後見決定後も継続した支援を行えるよう、権利擁護に関する司法・福祉の専門職をはじめとした地域連携ネットワークの構築を推進します。

(5) 「社会を明るくする運動」の推進

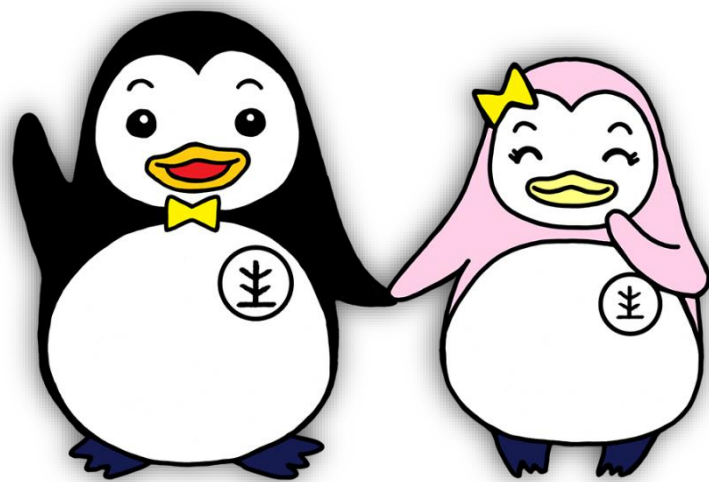
■犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」を通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。

(6) 更生保護活動の充実

■犯罪をした者等に対して保護司会等の更生保護関係の支援者・団体が展開する相談・就労支援等の充実と、更生保護関係の支援者・団体や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

※(3) 及び(4) は「成年後見制度利用促進計画」に該当。

※(5) 及び(6) は「再犯防止推進計画」に該当。



更生ペンギンのホゴちゃん（左）とサラちゃん（右）

第5章 鹿追町重層的支援体制整備事業実施計画

1 鹿追町における重層的支援体制整備事業の実施について

(1) 重層的支援体制整備事業の概要

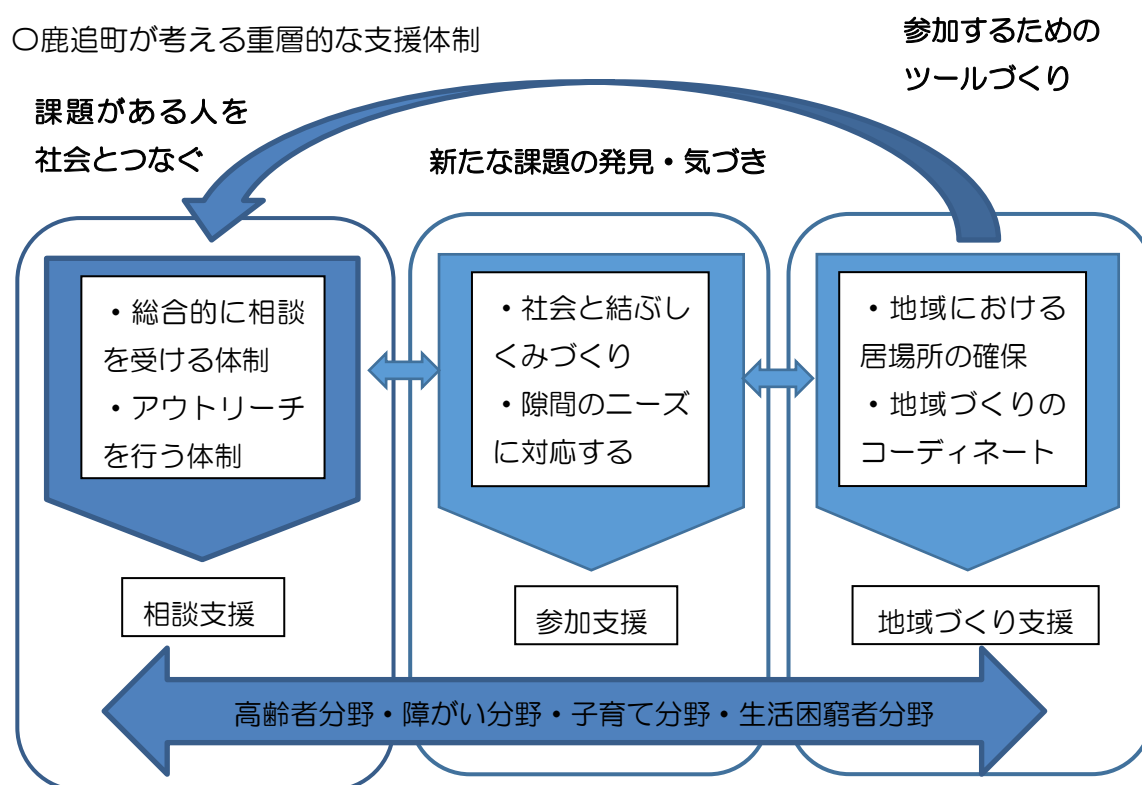
- ① 鹿追町では、高齢化が進むことに比例して、相談件数も増加し、その内容についてもさまざまな問題が複雑に絡み合い、複数の分野にまたがった課題が増えてきました。

こうした状況から、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、生活困窮者支援でそれぞれ取り組んできた「相談」「参加」「地域づくり」に関する支援を一体的に行い、制度の縦割りから包括的支援体制を構築していくとともに、町民主体の課題解決を図るために一人ひとりがつながり寄り添いながら暮らしていける地域づくりに取り組みます。

- ② 鹿追町では、重層的支援体制整備事業に取り組むことにより、複数の分野にまたがる相談や、狭間のニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じた支援や寄り添いながら伴走していく支援を充実させていきます。

また、複雑化・複合化する事例については、既存の会議体を活用し支援に係る多くの関係機関それぞれがしっかりと役割を分担し、協働できるようコーディネートし、支援の方向性を統一して取り組みます。

○鹿追町が考える重層的な支援体制



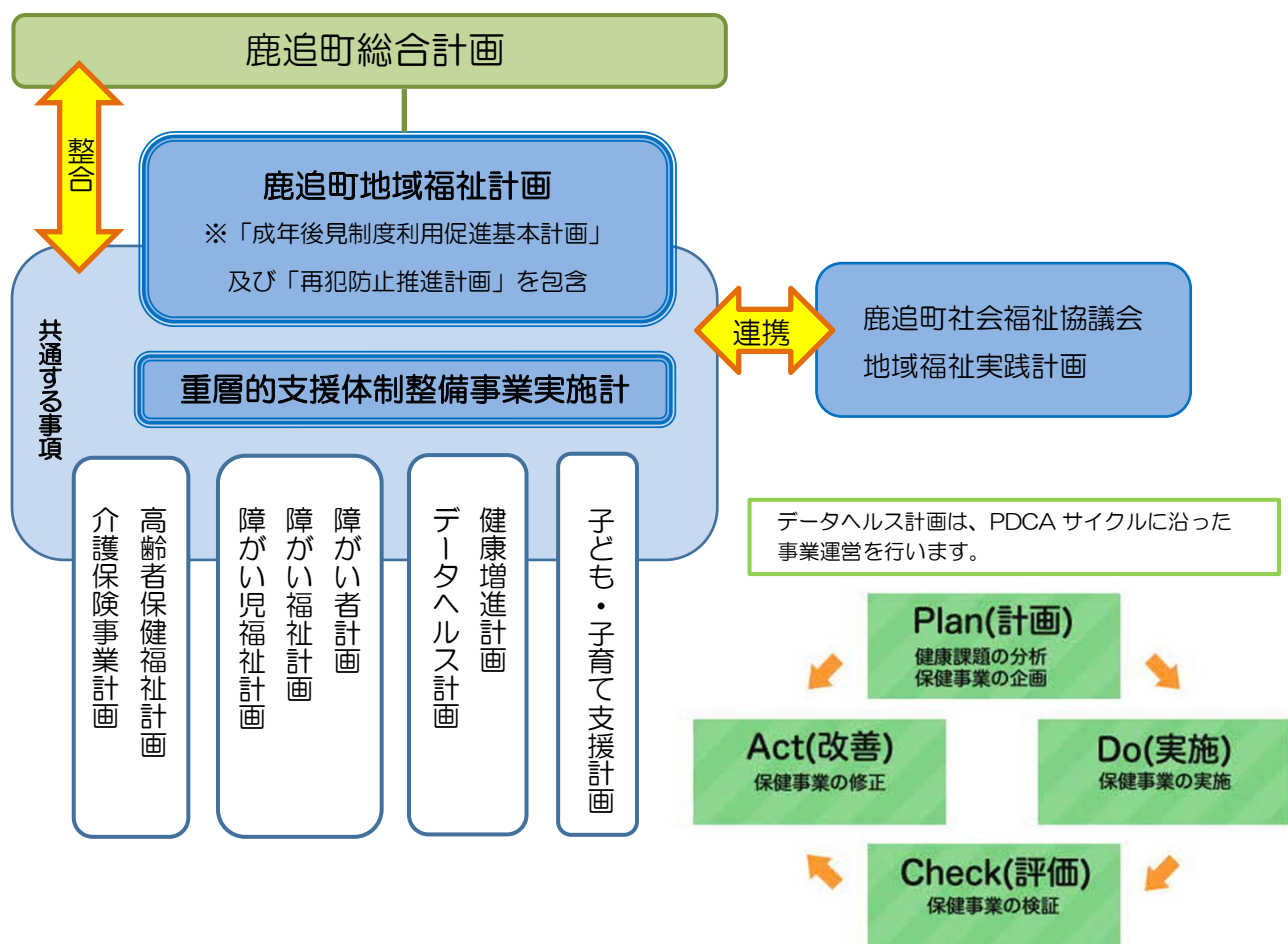
2 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第 106 条の 5 において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定することが規定されました。

また、本計画の上位計画である「第 2 期鹿追町地域福祉計画」においても、重層的支援体制整備事業に取り組むことを明記しており、事業を推進することで地域共生社会の実現に取り組めます。

併せて、総合計画や各分野別の計画とも整合・連携するとともに、上位計画として横断・包括する計画とします。



重層的支援体制整備事業とは

社会福祉法（2021（令和 3）年 4 月 1 日施行の改正）第 106 条の 4 第 2 項においては、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。

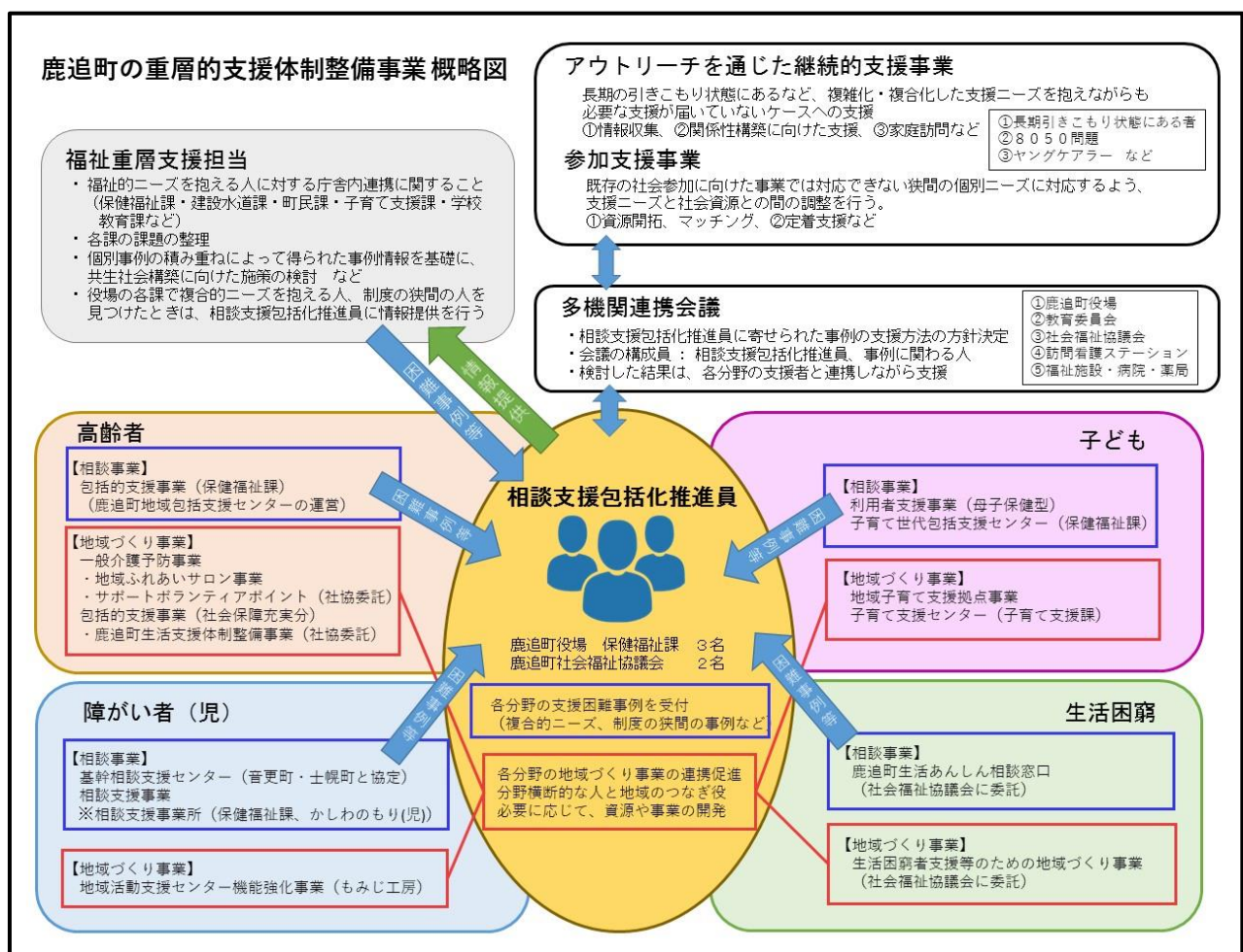
(2) 計画期間

本計画の期間は、5年間（令和5年度から令和9年度まで）としています。

3 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

(1) 事業実施体制の全体像

鹿追町では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、包括的支援体制の構築のために、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、支援に係る事業がそれぞれに連携し重なり合うことで誰ひとり取り残さない体制を構築していきたいと考えています。



(2) 包括的な相談支援体制

鹿追町における相談支援は、総合相談体制と合わせて、高齢・障がい・子育て・生活困窮等の各分野にも窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援を行います。

【相談支援機関】

- ①地域包括支援センター（直営：包括支援事業）
- ②指定特定相談支援事業所（直営：相談支援事業）
- ③子育て世代包括支援センター（直営：利用者支援事業（母子保健型））
- ④鹿追町生活あんしん相談窓口（委託：社会福祉協議会）

（３）多機関協働に関する体制

複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、必要に応じて連携会議を開催し、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行います。

また、各関係機関等だけでは対応が困難なケースについては、ケース支援会議、本人の同意がある場合は、重層的支援会議を開催します。

人員配置：相談支援包括化推進員 ５名
（保健福祉課３名、委託：社会福祉協議会２名）

（４）アウトリーチ等に通じた継続的な支援に関する体制

支援が必要だが支援が届いていない方や世帯に対して、必要な支援に結びつけます。併せて、町の相談支援機関においても、各関係機関等と連携を構築し、必要に応じてアウトリーチ等により相談支援を行います。

（５）参加支援に関する体制

既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用及び開発を行い、社会とのつながりを構築し、社会参加につなげます。併せて、既存の社会資源等の調整、活用及び新たな社会資源等を開発してニーズに対応した支援メニューをつくります。

また、地域や企業等との連携構築や定着に向けた支援及び受け入れ先等のフォローアップも行います。

（６）地域づくり支援に関する体制

- ①一般介護予防活動支援事業
 - ・地域ふれあいサロン事業

【目 的】高齢者同士又は高齢者と各世代との交流を促進し、社会的孤立及び閉じこもりの防止、ボランティア活動を通じた生きがいづくり、心身の健康維持等による要介護状態の予防並びに支え合い体制づくりを推進します。

【対象者】地域住民

【内 容】高齢者の通いの場を提供する住民主体による自主的活動

・サポートボランティアポイント事業

【目 的】ボランティア活動を通じて地域貢献することを推奨及び支援し、自身の社会参加活動を通じた健康づくりおよび介護予防を推進します。

【対象者】鹿追町に住所のある満20歳以上の方

【内 容】町民がボランティア活動を行った場合、対象の事業に参加したボランティアにポイントを付与します。

②生活支援体制整備事業（委託：社会福祉協議会）

【目 的】生活支援サービスの充実を図るとともに地域における支え合いの体制づくりを推進します。

【対象者】鹿追町に住所のある高齢者等

【内 容】生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を1名配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成やサービスの発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行います。

③地域活動支援センター（もみじ工房）

【目 的】障がい者及び障がい児がその方の能力や特性を生かし、自立して日常生活や社会生活ができるよう継続的に支援します。

【対象者】障がいのある方、障がいのある児童

【内 容】創作的活動、生産活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場として、障がいのある方の地域生活を支援します。

④子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

【目 的】地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、子育て家庭に対する育児支援を行います。

【対象者】未就学児のお子さんと保護者

【内 容】保育士による子育て相談、子育てサークルの育成及び支援、保育資源の情報提供を行います。

⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業（委託：社会福祉協議会）

【目 的】地域のつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、身近な地域における共助の取り組みを活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

【対象者】 地域住民

【内 容】 地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援、情報の発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行います。

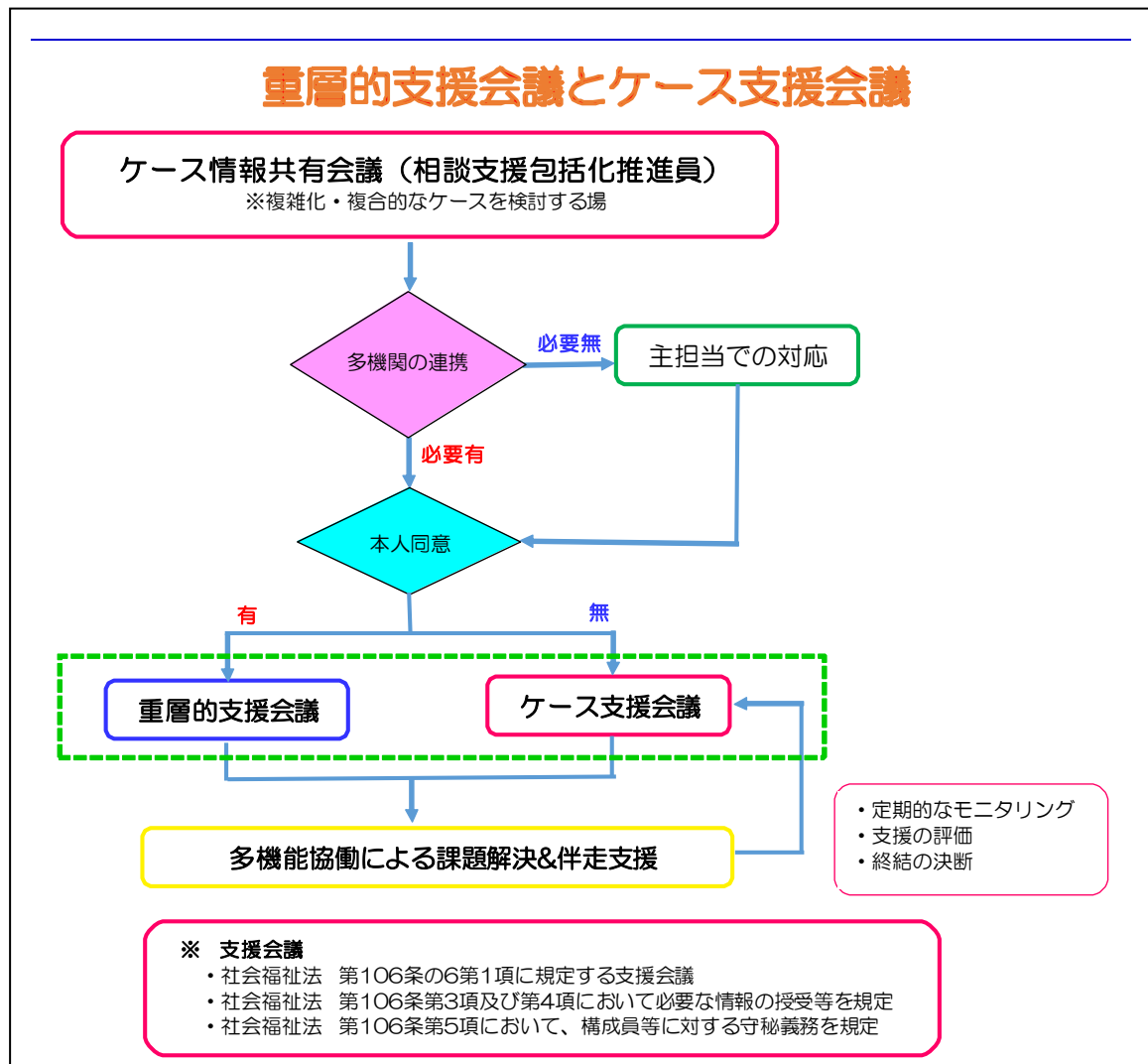
⑥福祉重層的支援定例会の開催

【目 的】 個別事例等の積み重ねによって得られた事例情報を基礎に、共生社会構築に向けた施策を検討します。

【関係機関】 保健福祉課・建設水道課・町民課・子育て支援課・学校教育課、その他、関係機関

【内 容】 情報交換、各課課題の整理、定例会の開催 月1回

4 重層的支援会議とケース支援会議について



5 評価

第2期鹿追町地域福祉計画同様に、地域福祉計画策定委員会において、進捗状況や方向性を協議し、課題解決にむけて検討する体制を整えます。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

～ 全体像・基本的な考え方 ～



第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進

計画の施策を推進するためには、地域住民、福祉サービス事業者、社会福祉協議会と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協力して活動を推進することが重要です。このため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

(1) 地域住民の役割

行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動に積極的に参加すること、近隣と協力すると等により、自らの課題や地域課題の解決に向けた取組を行うように努めます。

(2) 福祉サービス事業者の役割

高齢者・障がい者・子ども等への各種福祉サービスの充実、地域住民が住み続けるために必要不可欠です。どの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題の解決に取り組む組織です。社会福祉協議会は行政と連携する中で、ボランティア活動、福祉サービス、人材育成、地域福祉活動の支援、相談支援事業等、地域の実情に応じた支援に取り組みます。

(4) 町の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社会福祉協議会、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域特性に応じた施策を推進します。

2. 計画の評価

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社会福祉協議会、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理については、PDCAサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

※PDCA サイクルとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことによる改善手法です。

鹿追町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条 鹿追町地域福祉計画の策定にあたり、広く町民から意見を聴くため、鹿追町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条 委員会は、町長の諮問に応じ、鹿追町の地域福祉計画に関する事項について審議し、意見を答申するものとする。

（組織）

第３条 委員会は、１１名以内の委員をもって組織する。

２ 委員は、福祉団体の代表者、保健福祉の関係者、識見を有する者などから町長が委嘱する。

３ 委員は、当該諮問に係る審議答申が終了したときは、解任されるものとする。

（運営）

第４条 委員に委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により決定する。

２ 委員長は、委員会を代表し、会務を総務する。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２ 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

（関係者の出席）

第６条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、意見等を聴取することができる。

（庶務）

第７条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（委任）

第８条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成３０年８月３１日から施行する。

この要綱は、令和 ３年４月 １日から施行する。

鹿追町地域福祉計画策定委員名簿

氏 名	所 属	備 考
白 川 悦 子	鹿追町社会福祉協議会 会長	委員長
鈴 木 隆	鹿追町民生児童委員協議会 会長	副委員長
林 修 也	鹿追町国民健康保険病院 院長	
安 井 正 勝	身体障害者福祉協会鹿追分会 会長	
大 井 和 行	鹿追恵愛会理事長	
鳩 彰 子	鹿追町ボランティア団体連絡協議会 会長	
福 井 保 子	鹿追町食生活改善推進員協議会 会長	
上 本 周 司	社会教育委員長	
上 村 舞 子	認定こども園しかおい父母の会 会長	
吉 田 允	一般町民代表	

※保健推進員協議会は令和２年度廃止

用語説明

【あ行】

●アウトリーチ

自発的に援助を求めてこない利用者に対する アプローチの手法で、専門職員などが地域に積極的に出て、支援対象者の状況に応じて対面 など様々な手法で潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと。

【か行】

●^{きょうどう}協働

町民、事業者、町民公益活動団体、行政などのそれぞれの主体が、対等な関係の中で、互いの立場や特性を理解しながら、まちづくりという共通の目標にむけて協力して行動すること。

●ケアラー

高齢、身体上または精神上の障害または疾病などにより援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

●^{けんりようご}権利擁護

個人の権利や利益が侵害されないように制度で支えること。

●^{こうせいほご}更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

●コミュニティ

地域社会を多様に支え、心豊かな生活の実現を目指して、地域を基盤としてあるいは、共通の目的をもって自主的に結ばれた組織のこと

【さ行】

●^{しょうほう}情報バリアフリー

障害者でも支障なく情報通信を利用できるようにすること。

●^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度

認知症や障害などの理由で判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な人について、家庭裁判所への申立て手続きにより、成年後見人等を選任して、その人に代わって意思表示を行い、本人を支援する制度。

【た行】

●^{ちいきほうかつ}地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが、包括的に日常生活圏域で提供される体制のこと。

●^{ちいきほうかつしえん}地域包括支援センター

介護保険法に基づき、地域の高齢者や介護家族から介護、福祉、権利擁護、介護予防などの様々な相談を受けて総合的に支援する機関。センターには保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、専門性を活かして相互連携しながら業務にあたる。

【は行】

●8050（はちまる・ごうまる）問題

親が80歳代、子が50歳代を例とした、高齢の親が自立することが困難な子の生活を支える問題。ケース例として、「80歳代の親が50歳代のひきこもりや障害のある子を支えている。」「50歳代の子が介護サービスなどを拒否している80歳代の親を支えている。」などが見受けられる。

●バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅などにおいて、障害者や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすること。

また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除など、心理的、制度的な意味でも用いられる。

ひなんこうどうようしえんしゃ
●避難行動要支援者

災害発生時等において自力での避難が難しく避難行動をとることに特に支援が必要な人。

●ひきこもり

さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のこと。他者と関わらない形での外出をしている場合も含む。

【ま行】

みんせいいいん じどういいん
●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。守秘義務などの各種規定がある。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。

【や行】

●ヤングケアラー

高齢、身体上または精神上の障害または疾病などにより援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人をケアラーと呼び、ケアラーのうち18歳未満の人のこと。

●ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）。

ようかいご ようしえんにんてい
●要介護・要支援認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村から認定された人。介護保険の利用には、要介護認定を受けなければならない。

【ら行】

●ライフステージ

人の生涯における人生の各段階のこと。結婚・子育て・勤労・高齢期など、各人の生活の変化における質的な区切りから見た段階を表す言葉。

ろうろうかいご
●老老介護

65歳以上の高齢者の介護を65歳以上の高齢者が行うこと

第2期鹿追町地域福祉計画

令和6（2024）年3月発行

〔発行・編集〕

鹿追町 保健福祉課 福祉係

〒081-0222

北海道河東郡鹿追町東町4丁目2番地1

（鹿追町トリムセンター内）

電話：0156-66-2558 FAX：66-1818

Email：fukushi@town.shikaoi.lg.jp